

## リーブノートトレイスレベル1インストラクターコース同意書

本同意書は、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に、Leave No Trace Center for Outdoor Ethic、及び、その事務局、ディレクター、マネージャー、職員、代行業者、代表（以下センターと称す）と、\_\_\_\_\_（以下契約者）との間で締結する。ただし、契約者とは、1）個人の場合、本人の代理人、配偶者、子ども、親、兄弟姉妹、被雇用者、法定相続人、財産、及びそれに関わるすべての人と団体、もしくは、2）団体の場合、オーナー、事務担当者、ディレクター、マネージャー、被雇用者、代理人、及びそれらの関わるすべての人と団体であり、本同意書における、契約団体とする。

本同意書に含まれる約束や契約、及びよりよい契約のために、契約団体は以下のことについて同意することとする：

1. サービス：契約者は、Leave No Trace（以下LNT）レベル1インストラクターコース（以下サービス）をセンターの定めるNational Leave No Trace Program Training Guidelines（以下ガイドライン）に添って提供することに同意する。
2. 契約者の責任と立場：契約者は、サービスに関するいっさいの責任を負う。サービスには、主任講師、補助講師の選出、安全、避難、危機対応、備品・消耗品の支給、参加者への指導、参加審査、参加者管理、コースでの活動に適した開催地を含む。契約者は、レベル1インストラクターコースの必須条件に同意し、ガイドラインを遵守する。契約団体は、契約者が合法的な立場であり、センターの職員や代行業者ではなく、センターがコースを管理、統制していないことに同意する。
3. センターの責任：センターは、契約者が、LNTレベル1インストラクターコースを開催するためのモデルカリキュラムや関連教材を合理的な費用で利用できるようにする。
4. 代行業の禁止：いかなる契約団体も代行する権限はもっておらず、この同意書に記載されたもの以外の義務や法的責任は与えられていない。
5. 許可・資格・資質：契約者は、サービスを行うにあたり、必要となる許可や同意を、国、地方自治体、地域から得なければならない。また、その講師、アシスタントは、専門的で職業人としてふさわしいサービスを提供するために、必要最低限の資格、経験、能力を有していることを保証しなければならない。
6. 保険：本同意書のもとで行うサービスの提供において、契約者は一件あたり、対人賠償と対物賠償を含め、一般的包括賠償責任保険 100 万 US ドル（約 1 億円）、合計 200 万 US ドル（約 2 億円）、追加としての 200 万 US ドル（2 億円）に加入しなければならない。契約者は、この

賠償責任保険の方針において、以下のことに同意しなければならない。a) 被保険者としてセンターが記載されていること。b) センターの免責（保険会社がセンターへ弁償を求めるいかなる権利も放棄する）。センターの補償内容は、苦情が、センター、契約者もしくは第3者の不適切な行動や過失によって、起こったものであろうがなかろうが、すべてにおいて保証される。この保険の有効期限は、契約者がサービスを提供している期間、また提供したサービスに関連して起こるいかなる影響が継続する期間有効でなければならない。契約者は、保険会社名と契約内容の概要を、センターが記載されている被保険者名簿と免責事項とともに、サービスを提供する10日前までに、センターに送付しなければならない。契約者は保険に関するいかなるキャンセルの30日前までに、書面で連絡しなければならない。LNT レベル1インストラクターコースを実施するレベル2インストラクターへの保険はセンターから購入できる。詳細はセンターまで。 [www.LNT.org](http://www.LNT.org) あるいは、1.800.332.4100

7. 労災保険：契約者は、サービスを提供に関わる人すべてに、法律によって要求される範囲内で労災保険の適応範囲を保証し、明記しなければならない。

8. 補償・弁護・非訟への同意：契約者は、以下の事項に関連するいかなる苦情、賠償責任、損失、訴訟、出費（相応な弁護士費用や経費を含む）に対しても、センターを補償（支払い等）・弁護・非訟しなければならない。(1)この同意書のもとに行われる契約者の提供するサービスや責務、(2)サービスの提供に起因する、すべての参加者、施設、あるいは他の人々の障害、損傷、死、その他の損失。契約者は、センター、契約者、LNT コースの講師や補助講師、もしくは第三者の不適切な行為や過失によって生じたすべて損失について、センターを補償（支払い等）・弁護・非訟しなければならない。

9. 期間と終了：本同意書の範囲における、適応期間は以下の通りとする：\_\_\_\_\_。もしこの同意書で特別な期間設定をしていなかった場合、この同意書は契約団体間の相互の同意により、もしくは一方の契約団体からもう一方の契約団体への60日以内の書面をもって終了することができる。契約不履行の場合、いずれの契約団体もその理由を持って直ちに終了することができる。

10. 商標登録：本同意書の期間中に契約者（センターによってその裁量が確かに認められている場合）は、サービス提供において普及や情報提供のために“Leave No Trace”という名前とロゴを使うことができる。契約者によって作られたすべての普及、情報提供の教材はセンターがコースを指導、統制しているのではなく、単に提供しているコースのカリキュラムや教材であることを提示しなければならない。

11. 法の管理、裁判の選択、弁護士費用：本同意書とサービス提供は、他の司法権が適応される“法的対立”を除き、コロラド州法によって管理されている。どのような調停、訴訟、ある

いは本同意書に関わらない法的手続きにおいても、コロラド州においてのみ訴訟を起こし、申し出が行わなければならない。本同意書で規定されている場合を除き、いかなる論争で契約団体が勝訴したとしても、相応な弁護士費用を含み、すべての経費を負担しなければならない。

12. 完全同意、部分同意、及びその有効性：本同意書は契約団体間の完全同意を反映しており、団体によって署名された同意以外に、いかなる方法においても修正、分割、変更されてはならない。本同意書のいずれかの条項が執行できないと判断した場合でも、その他の条項は引き続きその権限を持つものとする。本同意書の内容は解釈される場所に関わらず、同意書の適応期間において有効である。

13. 契約におけるあいまいな表現：契約団体は、それぞれが選んだ法的専門家に相談する機会を持つことができる。その結果、本契約において、原文に反して解釈された曖昧な条項については、本同意書が適応されず、契約団体は本同意書の条項に対するいかなる抗弁も放棄する。

14. 調停とその費用：正式な法的措置を起こす前に、契約団体は相互に受け入れ可能なコロラド州の調停前調停を通じて、論争を解決しようとすることに同意する（討論として設定されたものではなく）。

15. 免責同意書：契約者はコースのすべての参加者に“Leave No Trace Center for Outdoor Ethics Acknowledgment and Assumption of Risks（リスクの認知と免責の同意書）”のコピーにサインしてもらうことが求められる。契約者はセンターへその署名されたコピーを提出しなければならない。契約者は現物をすべての適応規定の期限がきれるまでその現物を保持しておかなければならない。

それぞれの契約団体の代表は本同意書の内容を理解し、契約団体とそれぞれの相続人、後継者、指定された人々において適応されることを承認する。

Leave No Trace Center for Outdoor Ethics:

By (署名) : \_\_\_\_\_

Title (役職) : \_\_\_\_\_

Independent Contractor:

\_\_\_\_\_  
(Name or Name of Organization)

By (署名) : \_\_\_\_\_

Title (役職) : \_\_\_\_\_